

# 意見公募要領

## 1 意見募集対象

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の基準新旧対照表（案）
- (2) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第14条第1項に基づくインターネット異性紹介事業の停止命令に係る処分基準新旧対照表（案）
- (3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第14条第2項に基づくインターネット異性紹介事業の廃止命令に係る処分基準新旧対照表（案）
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第15条第2項第1号に基づくインターネット異性紹介事業者に対する指示に係る処分基準新旧対照表（案）
- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第15条第2項第2号に基づくインターネット異性紹介事業の停止命令に係る処分基準新旧対照表（案）
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示処分及び事業の停止命令処分の基準新旧対照表（案）
- (7) 福岡県風俗案内業の規制に関する条例に基づく指示及び事業停止命令の基準新旧対照表（案）

## 2 資料入手方法

意見募集対象となる処分基準等の概要については、福岡県警察ホームページ(<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>)に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課にて閲覧に供します。

## 3 意見提出方法

### (1) 電子メールを利用する場合

メールフォームに必要事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス））を明記し、意見を入力の上、意見提出期限までに送信してください。

### (2) ファックス及び郵送の場合

添付ファイル「意見書参考様式」に必要事項を明記して、意見を記入の上、送付してください。（同様の様式でも構いません。）

#### ● ファックスの場合

ファックス番号：092-641-4141（内線3189）

福岡県警察本部生活安全部生活保安課許可等事務担当室営業係宛て

※ 6の問合せ先に電話連絡後、送付してください。

#### ● 郵送の場合

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部生活安全部生活保安課許可等事務担当室営業係宛て

## 4 意見提出期限

令和7年2月4日（火）午後5時45分（必着）

## 5 留意事項

- (1) 提出していただく意見は、日本語によるものに限りします。
- (2) 意見が1000字を超える場合は、その内容の要旨を添付してください。
- (3) ファックス又は郵送の場合には、別途、意見の内容を保存した磁気ディスク等の提出をお願いする場合があります。  
なお、送付いただいた磁気ディスク等については返却できませんので、あらかじめ御了承ください。
- (4) 提出されました意見は、後日、意見公募の結果を公示する際に、福岡県警察ホームページに掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課において閲覧することができます。
- (5) 氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認といった、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (6) 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

## 6 問合せ先

福岡県警察本部生活安全部生活保安課許可等事務担当室営業係  
電話番号：092-641-4141（内線3184）